

## 第5章 環境保全に関する重点プロジェクトの推進

本章では、本県の環境の現状と課題を踏まえ、4つの基本方針に基づき実施する第4章の施策のうち、特に重点的に取り組んでいかなければならない取組、あるいは着実に取り組んでいかなければならないものを「重点プロジェクト」として位置づけ、施策目標（数値目標）を掲げて確実に推進します。

### 第1節 生物多様性の確保

多様な野生動植物が生息・生育する自然環境を保全することは、我々が安全で安心な社会生活を送るための基盤を確保することにつながります。

#### 【施策】

##### 生物多様性の保全

- 「秋田県生物多様性保全構想」を改定し、生物多様性基本法の「生物多様性地域戦略」と位置づけ、これに基づき、生物多様性確保のための施策を推進します。
- 秋田県版レッドデータブック掲載種など、希少な種やその生息・生育地の保全に努めます。
- 「民有林緑の回廊」の形成や鳥獣保護区の指定を通じて、大型動物や渡り鳥等の移動・分散経路（生物回廊）の確保・形成を図ります。
- 里地里山\*やススキ草原などの二次的自然の維持・保全に努めます。

- 里地里山などとの連続性を持つ耕地生態系\*、都市生態系\*の保全、創出を推進します。

##### 情報の整備・提供

- 生物多様性データバンク\*の整備・拡充を行うとともに、情報提供体制の整備を図ります。
- 秋田県版のレッドリスト\*を見直し、レッドデータブックを改訂します。

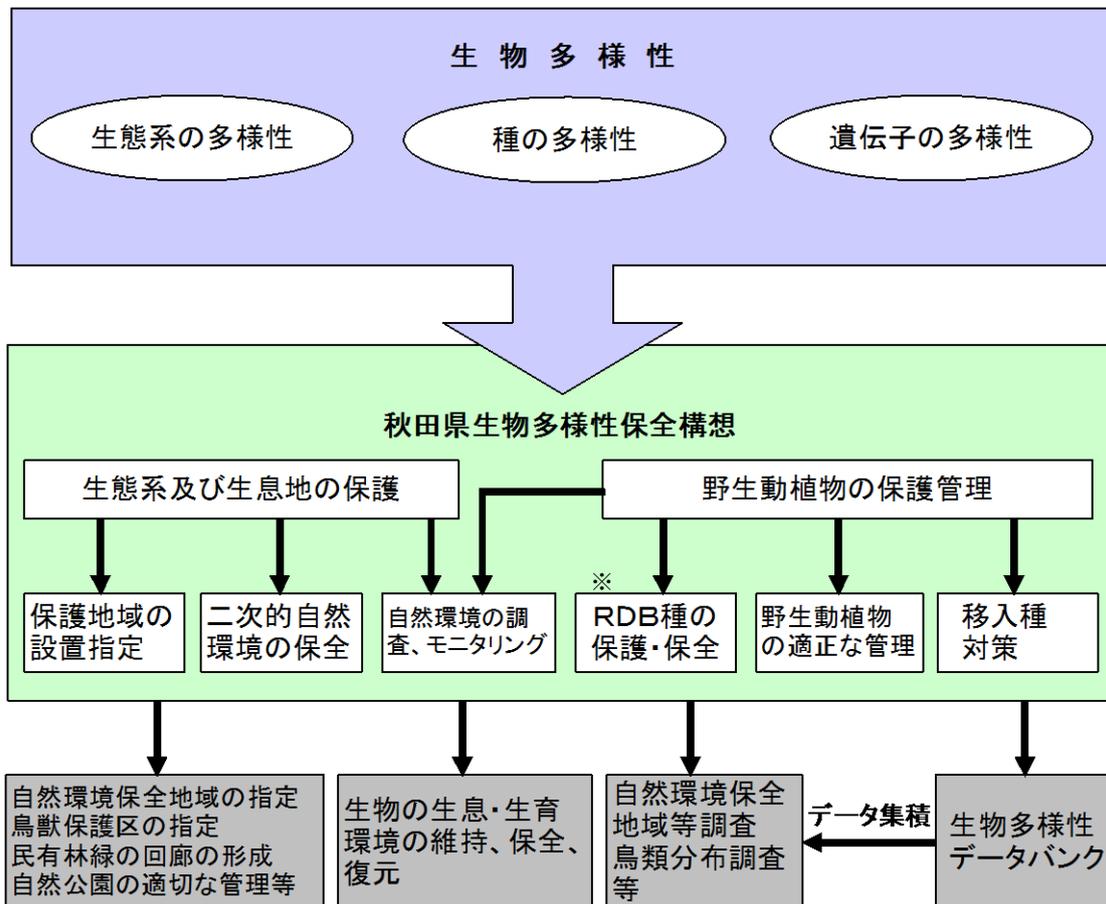
##### 調査・研究・支援体制の整備

- 自然環境保全地域等調査や鳥類分布調査等により、県内の野生動植物に関する調査・研究及びモニタリング体制の整備を図ります。
- 県内外の関係機関との協力体制の構築に努めます。

#### 【施策目標】

項目	単位	現状 (平成26年度)	目標 (平成32年度)
自然環境保全地域等の指定数	地域	21	23
レッドリスト見直し対象分類 群数*	群	2	8

# 生物多様性の保全



※「RDB」はレッドデータブック

## 第2節 自然と人が共存した持続可能な農業、林業、漁業の推進

農地・森林の環境保全機能を維持するためには、適正な営農と管理が必要であり、「環境保全型農業」を推進するとともに、農地や森林の有する環境保全機能の維持・増進に努めます。

また、漁業については、資源水準\*を考慮した合理的な資源の利用、水産業・漁村の多面的機能の維持・向上などに努めるとともに、海洋環境の保全を推進します。

### 【施策】

#### 自然と共存した持続可能な農業対策

- 有機物施用による土づくりを基本に、農薬や化学肥料の使用量を抑制した環境保全型農業への取組を広げ、特別栽培農産物・有機農産物の生産・流通の拡大を図るとともに、エコファーマー\*の確保に向けた取組を推進します。
- 地域住民と協働して農地・農業施設の維持保全活動に努めるとともに、将来の活動体制づくりを進めます。
- 生活排水などによる農業用水の汚染防止対策を推進します。
- 家畜排せつ物などを有機質肥料として有効利用します。
- 環境に配慮した農業資機材の開発・利用を推進します。
- 都市近郊の農村でビオトープネットワーク\*化を推進し、多様な生物相\*を保全します。
- 生産基盤の整備に当たっては、生態系等の環境との調和に配慮した事業を推進します。
- 親水性、景観、生態系に配慮して、農業水利施設と周辺の整備を進めます。

●環境保全意識の高揚を図るため、地域住民が協働してため池、水路などを保全する活動を支援します。

●グリーン・ツーリズムの積極的な推進・普及を図り、生産者と消費者の交流を促進します。

#### 林業を通じた豊かな森林資源の管理・整備

●低コスト林業の確立に向け、スギ人工林資源の成熟地域を主体に高能率生産団地を設置し、路網の整備や林業生産の機械化を進め、森林整備の加速化を図ります。

●水と緑の森づくり税を活用して、生育の思わしくないスギ人工林の針広混交林化、マツ林の健全化、里山林の再生など環境に配慮した森づくりや、森林環境教育や森林ボランティアへの支援など県民参加の森づくりを推進します。

●特用林産物の生産体制を強化するため、地域資源を活用した低コストで機能性に富んだキノコの栽培技術の確立を推進します。

●若年林業従事者を確保するとともに、林業技術教育により人材の育成を図ります。

●豊富なスギ人工林資源の有効活用のため、量的・質的に安定した製材品の生産・供給体制を整備するなどし、その利用拡大を図ります。

●製材・合板・集成材など各種の木材加工企業の総合力を生かし、県産材の販売拡大を目指します。

●林地残材等の低質材の有効利用を図るとともに、木質バイオマスの利用体制を整備し、ユーザーに安定供給できる体制の構築を推進します。

自然と共存した持続可能な漁業対策

- 生物多様性と良好な海洋環境の保全に配慮した「資源管理型漁業\*」を推進します。
- 水産資源の管理、増殖場設置、藻場造成、種苗放流\*などにより、「つくり育てる漁業」を推進します。

- 海域へのごみの投棄防止の徹底を図るとともに、海岸の清掃、漁場の廃棄物の回収・除去などを実施し、水域の環境保全に努めます。
- 藻場、砂浜などにおける水質浄化機能や多様な生物の生息環境を維持し、「水産多面的機能発揮対策」を推進します。
- 自然環境と調和した漁港施設の整備を推進します。

【施策目標】

項 目	単 位	現 状 (平成26年度)	目 標 (平成32年度)
農地等の保全活動取組面積	h a	99,892	110,000
保安林の累積整備面積 (平成13年度からの累積面積)	h a	36,296	62,736
スギ人工林間伐面積	h a	5,690	6,600
木質バイオマス燃料の利用量	t	37,557	157,000
農山村と都市住民等の交流参加者数*	千人	8,820	11,000

### 第3節 三大湖沼の水質保全

十和田湖、八郎湖及び田沢湖の三大湖沼については、湖周辺の地域住民の意向にも配慮しながら湖の特性に応じた水質保全対策を進め、広く県民に親しまれ国内外に誇れる環境資産として将来に引き継ぐ必要があります。

#### 【施策】

##### 十和田湖

十和田湖の水質改善とヒメマス資源量回復に向けて青森県と協働で策定した「十和田湖水質・生態系改善行動指針」に基づき、関係者が一体となって積極的に取り組んでいきます。

また、県境確定による地方交付税増額分を利用し、水質環境保全対策や自然公園施設管理事業等を推進していきます。

- 汚濁負荷量削減のため、下水道接続率100%を目指し、未接続者の啓発に努めます。
- 十和田湖の水質と生態系の動向を把握し、施策の効果検証及び今後の施策の資料とするため、湖や流入河川等の調査を行います。
- 湖の水質汚濁機構を把握するため、未解明の部分について調査・研究を行います。
- 地域住民や事業者の環境保全意識向上のため、環境保全に関する活動や研修会を開催します。

##### 八郎湖

平成19年12月に湖沼水質保全特別措置法\*に基づく指定湖沼\*の指定を受け、平成26年3月に策定した「八郎湖に係る湖沼水質保全計画(第2期)」に基づき、水質保全に資する各種事業を実施しています。

#### 【八郎湖湖沼水質保全計画(第2期)の主な対策】

##### <点発生源対策>

- 下水道等の整備と接続率の向上
- 工場・事業場の排水対策

##### <面発生源対策>

- 環境保全型農業の普及促進と濁水流出防止
- 大潟村における流出水対策の推進
- 流域の森林整備

##### <湖内浄化対策>

- 方上地区自然浄化施設\*等の活用
- 西部承水路の流動化促進
- シジミ等による水質浄化
- 湖岸の自然浄化機能の回復
- 未利用魚の捕獲による窒素\*、りん\*の回収

##### <その他の対策>

- 公共用水域の水質監視
- 流域住民に対する普及啓発と協業の取組の推進
- 調査研究等の推進
- アオコ対策

##### 田沢湖

田沢湖のpHを回復するためには、玉川源泉の酸度に応じた中和処理が必要です。また、田沢湖は水深が423mと深く湖水全体のpHが中性化されるまでには相当の年月を要するものとされており。

- 玉川源泉の酸度に応じて玉川酸性水中和処理施設の維持管理の強化をするとともに、湖や玉川の水質調査を行い、玉川酸性水中和処理事業が的確に行われるように努めます。

- 玉川源泉の酸度上昇にも対応した中和処理方法に関する調査研究を行い、安定的・効果的な中和処理を目指します。
- 山梨県の西湖で発見されたクニマスが生息できる水質について、調査・研究を進めていきます。

- 流域からの汚濁負荷量の実態を把握し、流域内の事業場等からの汚濁負荷削減に向けた指導を行います。

【施策目標】

項 目			単 位	現 状 (平成26年度)	目 標 (平成32年度)
十和田湖	湖 心	COD	mg/L	1.6	1以下
田沢湖	湖 心	pH	—	5.3	6以上
	湖 心	COD	mg/L	<0.5	1以下

項 目			単 位	現 状 (平成26年度)	目 標 (平成30年度)
八郎湖	調整池	COD	mg/L	7.2	7.3
		全窒素	mg/L	0.64	0.77
		全りん	mg/L	0.070	0.083
	東部承水路	COD	mg/L	7.5	7.8
		全窒素	mg/L	0.82	0.77
		全りん	mg/L	0.063	0.080
	西部承水路	COD	mg/L	9.8	9.3
		全窒素	mg/L	1.2	1.2
		全りん	mg/L	0.066	0.069

※CODは75%値、pH、全窒素、全りんは平均値である。

※「<0.5」は、0.5mg/L未満であることを示す。

※八郎湖の平成31年度以降の目標値は、「八郎湖に係る湖沼水質保全計画（第3期）」で定めることとしている。

## 第4節 河川の水質保全

河川における水質悪化の原因の一つは生活排水の流入であり、河川の水質保全のためには、これを防止しなければなりません。また、周辺の田畑からの肥料、農薬の流入量削減は農業関係者の協力が必要です。

このためにも、住民に親しまれる水辺空間を創出することにより、快適な生活環境を確保するとともに、水環境を大切にすることを意識の向上を図る必要があります。

### 【施 策】

#### 流域対策

- 流域下水道\*、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽の整備を促進します。
- 河川等への生活排水の影響を軽減するため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えを推進します。

### 【施策目標】

項 目	単 位	現 状 (平成26年度)	目 標 (平成32年度)
公共用水域環境基準適合率 (BOD・COD)	%	89.7	95

項 目	単 位	現 状 (平成26年度)	目 標 (平成30年度)
生活排水処理施設普及率	%	84.5	90

※生活排水処理施設普及率の平成31年以降の目標値は、次期「秋田県生活排水処理整備構想」で定めることとしている。

- 動植物の生息・生育環境や郷土の景観などに配慮した河川づくりを推進します。
- 「人に親しまれる川づくり」を推進し、親水空間を確保します。

#### 普及・啓発

- 河川へのごみの投棄を防止し、生活排水による汚濁負荷量を低減するため、地域住民に対し環境保全意識の高揚を図ります。
- 肥料、農薬の適正な使用・管理を指導します。
- 地域住民、事業者などの協力のもとに、河川の清掃活動を推進します。

## 第5節 化学物質による環境汚染の防止

県民、事業者、研究者、行政が化学物質に対する各種の情報を共有し、各主体がコミュニケーションを図り、共通の認識に立った環境リスクの管理を行い、主体的に環境リスクの低減に努めることが求められています。

### 【施 策】

#### 情報の充実

- 生態系を含めた環境モニタリングを計画的に実施して化学物質による汚染状況の把握に努めます。
- P R T Rデータの活用を図り、地域における化学物質の排出状況の把握に努めます。
- 化学物質の有害性の情報や暴露情報を活用して、環境リスクの評価に努めます。

#### 普及啓発

- 県民や事業者に各種の化学物質に関する情報をわかりやすく提供し、化学物質に対する不安の解消に努めます。

### 【施策目標】

項 目	単 位	現 状 (平成26年度)	目 標 (平成32年度)
ダイオキシン類環境基準達成率	%	100	100

- 「秋田県庁出前講座」などにより県民の学習の機会となる情報を提供します。

#### 協力と連携

- 県民、事業者、研究者、行政との化学物質のリスクコミュニケーションを行う基盤づくりに努めます。
- 県民や事業者の自主的なリスクコミュニケーションの取組を促進します。

#### リスクの管理

- 県民、事業者、行政との化学物質の環境リスクを管理する制度の確立に努めます。
- 法令に基づく発生源の監視・指導を強化するとともに、事業者の化学物質の自主管理の改善を促進し、使用量の削減や代替物質への転換等による排出量の削減を推進します。
- 県民の自主的な化学物質の排出量削減の取組を推進します。

## 第6節 廃棄物の減量化・リサイクルの推進

循環型社会の形成を目指して、「秋田県循環型社会形成推進基本計画」に基づき、廃棄物の減量化、リサイクルの推進を行います。

### 1 廃棄物の3Rの推進

県民、事業者、NPO、行政等の連携のもとに、推進体制の整備や普及・啓発に努め、廃棄物の3Rを推進します。

また、資源循環を促進するためには、資源の性質を踏まえた適正な範囲での循環が重要であり、特に、本県に大量に賦存するバイオマスの利活用や、技術的に優位性のある都市鉱山\*のリサイクルについては、地域循環圏\*の形成を進めていく必要があります。

#### ※地域循環圏

地域の特性や循環資源の性質に応じて、最適な規模での循環を形成することが重要であり、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、地域での循環が困難なものについては循環の環を広域化していく考え方。

また、建設リサイクル法\*、食品リサイクル法\*等のリサイクル関連法に対応するために必要な施設の確保や、資源化物の有効利用を積極的に進める必要があります。

さらに、ゼロエミッション\*構想に基づく環境調和型社会の実現を目指し、「秋田県環境調和型産業集積推進計画\*」（秋田エコタウンプラン）を策定し、秋田県北部エコタウン計画\*に基づく事業の成果を全県域への波及・拡大を図ります。

### 【施策】

#### ●普及啓発活動の展開

3Rや適正処理に関する県民の理解を深めるため、各種媒体の活用やイベント等の開催などによる普及啓発活動を展開します。

#### ●住民参加型の地域活動の推進

ごみ減量化やリサイクルの取組を推進するため、市町村等の関係機関と連携し、あらゆる機会を通じて普及啓発活動を実施するほか、散乱ごみの一掃を目指す環境美化運動を展開します。

#### ●バイオマス等の利活用の促進

- ・畜産経営に起因する環境汚染の発生を防止し、地域の有機資源として農地還元するシステムの普及を推進します。
- ・木質資源の多段階利用とリサイクルの取組として、木質バイオマス\*の有効利用を促進します。

#### ●建設副産物対策の推進

建設副産物\*の発生抑制、再利用、再生処理を積極的に推進します。

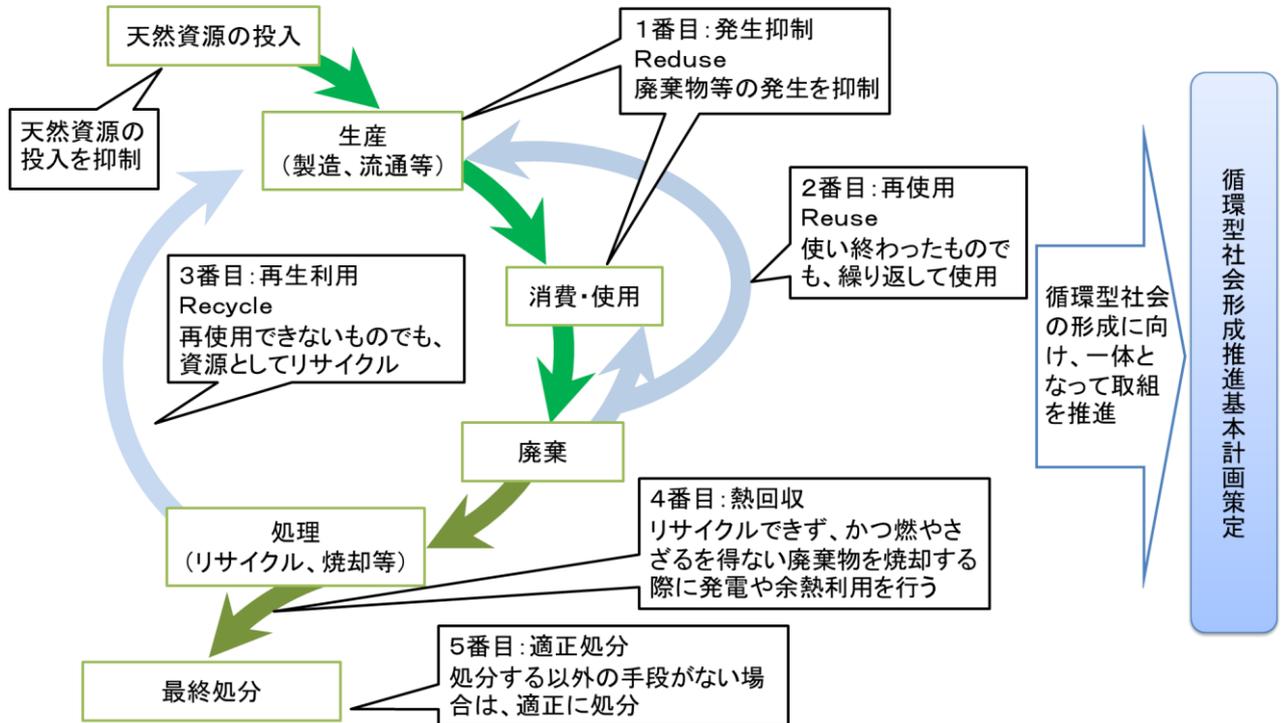
#### ●食品循環資源の利活用の推進

農業生産や農産物の加工段階で発生する副産物（ジュースの絞り粕等）の高付加価値化を促進します。

#### ●秋田エコタウンプランの推進

- ・小型・中型家電の広域的な収集システムを構築するなど、レアメタル等の金属リサイクルや廃プラスチックのマテリアルリサイクルを推進します。
- ・事業者が連携し、ネットワークの構築を図ることにより、金属等を含有する少量廃棄物のリサイクルを推進します。

## 循環型社会のイメージ



## 2 廃棄物の適正処理の推進

廃棄物の不法投棄や不適正処理による環境汚染を防止するとともに、安全・安心の確保に向けて、適正処理を推進します。

### 【施 策】

#### ●適正処理の推進

処理基準\*等に基づく適正処理の周知徹底を図るとともに、処理状況の確認・指導を強化します。また、不法投棄の防止対策として環境監視員\*による巡回指導やヘリコプターによるパトロール等に努めます。

#### ●産業廃棄物税制度や環境保全協力金制度を活用した産業廃棄物対策の推進

産業廃棄物の無秩序な広域移動や発生を抑制するため、北東北3県の連携による産業廃棄物税制度や環境保全協力金制度を活用した産業廃棄物対策を推進します。

#### ●環境保全センター\*の管理運営及び整備

県内中小企業の産業廃棄物処理を補完し、適正処理を推進するため、引き続き環境保全センターの管理運営を行うとともに整備を図ります。

### 3 リサイクル製品認定制度の推進

県内で発生する廃棄物の減量化と資源の有効利用を図るとともに、リサイクル産業の振興を図るため、「秋田県リサイクル製品の認定及び利用の推進に関する条例(リサイクル製品認定条例)」(平成16年4月1日施行)に基づき、リサイクル製品認定制度を推進し、認定リサイクル製品の利用促進に努めます。

#### 【施 策】

- リサイクル製品の製造・販売者に対し、県がリサイクル製品を認定します。

- 認定リサイクル製品について、パンフレット、ウェブサイト等により周知を図ります。
- 環境関連のイベントにおいて、認定リサイクル製品の展示や具体的な使用例の紹介などを行います。
- 県の事務・事業において、認定リサイクル製品の優先調達に努めます。
- 市町村等に対し、認定リサイクル製品に関する制度の説明を行い、普及を図ります。
- 市町村や民間事業者がリサイクル製品を積極的に利用することができるよう支援し、普及を図ります。

#### 【施策目標】

項 目	単 位	現 状 (平成26年度)	目 標 (平成32年度)
【基本目標】循環利用率	%	9.6	13.0
県民1人1日当たりごみ排出量	g/人日	1,002	940
一般廃棄物最終処分量	千トン	38	33
産業廃棄物排出量	千トン	2,197	2,260
産業廃棄物最終処分量	千トン	297	295

※「循環利用率」、「県民1人1日当たりごみ排出量」、「一般廃棄物最終処分量」の「現状」は平成25年度である。

項 目	単 位	現 状 (平成26年度)	目 標 (平成32年度)
県認定リサイクル製品の認定数(累計)	製品	371	389

## 第7節 地球温暖化対策の推進

温暖化対策のマスタープランである「秋田県地球温暖化対策推進計画\*」に基づき、温暖化対策を総合的、具体的に推進します。

### 【施策】

#### 1 排出抑制対策（省エネルギー対策）の推進

省エネ機器や低燃費車の導入、住宅や建築物の断熱化等を実行可能な範囲で最大限進めるため、次の対策を実施します。

##### ●民生家庭部門

- ・家庭の省エネ診断の受診を促進し、省エネ行動の実践に繋がります。
- ・住宅や建築物の断熱化を促進します。
- ・家電製品や暖房、給湯機器の省エネ化を促進します。
- ・省エネ情報を分かりやすく発信するとともに、効果的な省エネ行動を普及啓発します。

##### ●民生業務部門

- ・エネルギー管理を推進します。
- ・建築物の断熱化を促進します。
- ・高効率機器の普及を推進します。
- ・省エネに取り組む企業を積極的に評価します。
- ・地方公共団体では、大規模な施設においてE S C O事業の導入を進めるとともに、その他の施設においても省エネ診断の率先受診、省エネ機器の導入に努めます。また、公共施設で取り組んでいる省エネの効果について「見える化」します。
- ・省エネに関する情報の共有と発信を行います。

##### ●運輸・自動車部門

- ・エコドライブを一層促進します。

- ・低燃費車の普及を促進します。
- ・関係団体と一体となった省エネに関する情報の共有と発信を行います。

##### ●産業部門

- ・エネルギー管理を推進します。
- ・建物の断熱化を促進します。
- ・高効率機器の普及を支援します。
- ・省エネに取り組む企業を積極的に評価し、その情報を発信します。

#### 2 排出抑制対策（代替フロン等対策）の推進

- ・冷凍空調機、エアゾール製品、発砲断熱材のノンフロン化を促進します。
- ・地方公共団体によるノンフロン製品等の率先購入、利用を行います。
- ・フロン等を使用している機器の廃棄時の適正処理を推進します。

#### 3 再生可能エネルギー等の導入の推進

新エネルギー\*導入ビジョン等に基づき、環境に配慮しつつ再生可能エネルギー等の導入を促進します。

##### ●太陽光発電

- ・太陽光発電に関する情報を発信します。

##### ●風力発電

- ・洋上を含む風力発電のさらなる導入拡大を図ります。
- ・風力発電に参入する県内事業者を育成するため、風況調査等への支援を行います。
- ・風力発電所の建設工事、メンテナンス等の関連産業に参入する県内事業者を育成するため、人材育成等への支援を行います。

- バイオマス発電
  - ・発電所に林地残材等の木質バイオマスを安定的に低コストで供給できる体制の検討、構築を図ります。
- 小水力発電
  - ・小水力発電関係者の情報交換を促進します。
  - ・小水力発電の設置等に関する実証調査を実施します。
- 地熱発電
  - ・地熱資源の有望点における地熱発電開発に向けた取組を支援します。
- 太陽熱利用
  - ・太陽熱利用の促進を図ります。
- バイオマス熱利用
  - ・木質ペレットストーブやペレットボイラーの普及に係る取組事例の広報や、市町村と連携した支援により導入を促進します。
  - ・木質ペレットの安定供給に向けた情報交換を進めます。
- 温度差熱利用
  - ・一般に認知度が進んでいないことから、普及啓発を進めることにより導入促進を図ります。
  - ・導入事例を収集し、広報を進めます。
- 雪氷熱利用
  - ・先進事例の情報を収集し広報することで導入を促進します。
- バイオマス燃料製造
  - ・秋田県バイオエタノール推進戦略に掲げるバイオエタノール製造・利用等に係る7つの戦略を推進します。
  - ・地域におけるBDF加工と利用の地域レベルでの循環の輪を構築します。
- コージェネレーション
  - ・先進事例やCO<sub>2</sub>削減効果などの情報提供に努めます。

- 燃料電池
  - ・導入のメリット等の周知に努めます。
- クリーンエネルギー自動車
  - ・県の公用車の更新に当たっては、クリーンエネルギー自動車の率先導入に努めます。
  - ・急速充電器の設置を促進することなどにより普及を図ります。

#### 4 循環型社会の形成（廃棄物の3Rの推進と地域循環圏の形成等）

秋田県循環型社会形成推進基本計画に基づき、本県が有する資源や特性を活かした秋田らしい循環型社会の形成を目指します。

#### 5 環境に配慮した交通の推進

秋田県総合交通ビジョンに基づき、次の取組を通じてすべての人と環境に配慮した交通を目指します。

- ・公共交通の利用促進
- ・交通の円滑化
- ・歩行者・自転車対策の促進
- ・グリーン物流の促進

#### 6 森林の保全・整備による二酸化炭素吸収促進

秋田県水と緑の基本計画に基づき、二酸化炭素を吸収する森林の健全な整備・保全を推進するため次の取組を行います。

- ・森林整備の推進
- ・松くい虫・ナラ枯れ対策の推進
- ・木材の利用の促進
- ・県民参加の森林づくりの推進

## 7 環境教育・学習の推進

幼児から高齢者までの幅広い世代を対象に、環境教育・学習を推進するため、秋田県環境教育等に関する行動計画に基づき、家庭、学校、地域、職場における環境教育・学習を推進します。

## 8 環境価値の創出とカーボンオフセットの普及

### ●環境価値の創出

- ・国内クレジット制度、J-クレジット、グリーンエネルギー証書制度などを利用した環境価値の創出を促進するとともに、支援できる体制を確立します。
- ・県自らも率先して制度を活用します。

### ●カーボンオフセットの率先実行

- ・県主催の会議やイベントで発生する二酸化炭素については、できる範囲で県内産の環境価値を活用して、率先してオフセットします。

### 【施策目標】

項目	単位	現状 (平成26年度)	目標 (平成32年度)
県内の温室効果ガス排出量（1990年度の排出量を100%にした割合）	%	127	89
新エネルギー導入量（原油換算値）	千kL	399.0	572.3

※「県内の温室効果ガス排出量（1990年度の排出量を100%にした割合）」の「現状」は平成24年度である。

## 第8節 環境教育、環境学習の推進と県民運動の展開

環境に配慮する意識を醸成するためには、環境問題について正しく理解し、自主的に行動することができるよう、適切な情報提供を行うとともに、地域のリーダーとなる人材を育成するなど、環境教育、環境学習を一層推進していくことが重要です。

また、県民、事業者、民間団体、行政が連携して、自らの地域の環境を大切にしていこうと取り組む、幅広く県民運動として展開していく必要があります。

### 【施策】

- 環境あきた県民塾\*の開催、体験を通じて学び考える機会の提供、こどもエコクラブの支援、県が認定する「体験の機会の場\*」の拡充などにより、環境学習の機会と場の充実を図ります。
- 研修会やセミナーを通じてあきたエコマイスター\*、地球温暖化防止活動推進員等の人材を育成するとともに、こどもエコクラブや学校、各種団体が主催する学習会等へ派遣することで、環境に関するさまざまな知識と経験を持つ人材の活用を図ります。
- 県が所有する資料、パネル、教材等の貸出や、小学校の授業で活用できる教材等の作成・提供により、教材の整備と活用を図ります。

### 【施策目標】

項目	単位	現状 (平成26年度)	目標 (平成32年度)
こどもエコクラブ会員数(累計)	人	17,147	32,000
環境あきた県民塾受講者数(累計)	人	963	1,150
あきたビューティフルサンデー参加者数 (あきたクリーン強調月間参加者数を含む)	千人	118	150

- 県民が必要とする正確な情報を美の国あきたネットやパンフレット、広報誌、環境白書等で適切に発信します。
- 「あきたビューティフルサンデー」(4月第3日曜日)、「あきたクリーン強調月間」(4月)などにおいて、環境美化運動を進めます。
- ごみ減量化・リサイクル運動を進めます。
- 環境美化活動に取り組んでいる住民団体、町内会、学校、企業などに支援します。
- 民間団体、地方公共団体、関係する国の機関などで構成する「秋田県海岸漂着物対策推進協議会」を核として、関係者間の適切な役割分担と連携・協力を図り、海岸漂着物等の回収処理、発生抑制に係る普及啓発などに取り組んでいきます。
- 秋田県地球温暖化防止活動推進センターなどと連携しながら、環境教育、環境学習をリードする人材のネットワーク化を図ります。
- 地域における清掃活動などの優れた取組について顕彰するとともに国、公益法人、企業等が実施する各種表彰制度を積極的に活用し、表彰される機会を後押しすることにより、さらなる環境保全活動への取組を促進します。